

A自治体における「保育の勧奨」運用状況に関する研究

○ 新潟県立大学 小池由佳 (2735)

小澤 薫 (新潟県立大学・8150)

キーワード3つ：社会的養育、保育、利用の勧奨

1. 研究目的

2016年児童福祉改正及び2017年「新しい社会養育ビジョン」に基づく社会的養育の推進は、新たな社会資源の創設に加えて、既存の地域子育て支援の見直しも求められている。保育サービスもそのひとつである。保育サービスは、子ども・子育て支援法に基づき、保護者等からの申請による「保育の必要性」の認定により利用の可否が決定されるという仕組みになっており、保護者等からの申請によって子どもが保育のもとで過ごすことが可能となる。しかしながら、発達・養育保障の観点から、保護者等からの申請ではなく、地方自治体による介入的な保育保障を必要とする子どもがいる。児童福祉法第24条第4項には、保護者に対する保育の利用勧奨に関する事項が示されている。子どもを不適切な養育環境から守るための制度であるが、その運用状況は明らかになっていない。本研究につながる先行研究も見当たらない。そこで、本研究ではA自治体を対象に「保育の勧奨」の運用状況に関するアンケート調査を行うことで、保育サービスが社会的養育における子育て支援として位置づけられるための基礎データを得ることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

A自治体の保育担当部局の協力を得て、A自治体内のすべての市区町村(37か所)を対象にメール配信によるアンケート調査をおこなった。回答は調査実施者に直接返信を得ている。調査期間は2021年3月である。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理規定に則って行った。また、新潟県立大学倫理委員会による審査を経て実施した(倫理番号2130)。本研究の発表にあたっては共同研究者の同意を得ている。COI(利益相反)は生じていない。

4. 研究結果

回答数は18(回収率48.6%)であった。2020年度に要保護児童対策地域協議会等から保育の利用勧奨について相談があったかどうかについて尋ねたところ、16(88.9%)の自治体から回答があった。うち、4自治体は相談件数および利用勧奨件数いずれも「0」であった。利用勧奨に関する相談数および利用勧奨の実施件数は表1のとおりである。8(66.7%)自治体で入所件数が相談件数を下回った。

次に保育利用につながった／つながらなかった各1事例について概要を尋ねた(表2および表3)。

表1 保育の利用勸奨相談件数および利用勸奨件数（2020年度）

自治体名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
相談件数	40	30	8	7	5	4	4	3	2	2	1	1
利用勸奨件数	29	12	8	4	3	4	3	1	1	0	1	1

表2 保育利用につながった事例の概要（N=15）

質問項目	回答
利用勸奨開始年齢	「0歳」6事例（40.0%）「2歳」3事例（20.0%） 「妊娠中」「1歳」「3歳以上」各2事例（13.3%）
勸奨に至った家族状況 （複数回答）	「経済的困窮」8事例（53.3%）「保護者に障がい・疾患あり」6事例（40.4%） 「離婚経験あり」5事例（33.3%）「きょうだいに勸奨歴あり」3事例（20.0%） 「多世代家族」「若年出産」各2事例（13.3%） 「外国にルーツあり」0事例（0.0%）「その他」9事例（60.0%）
現在の支援体制	「要対協で対応中」10事例（66.7%） 「要対協対応であったが終了」3事例（20.0%） 「要対協は対応していないが、他機関等で支援している」「その他」各1事例（6.7%）
保育利用の必要性を見立てた 機関・専門職（複数回答）	「要対協」11事例（73.3%）「保健師」6事例（40.0%） 「児童相談所」3事例（20.0%）「家庭相談員」「保育所」各1事例（6.7%） 「障がい支援係」0事例（0.0%）
子ども・子育て支援法に基づく 「保育の必要性」	「理由書による入所」7事例（46.7%）「就労」4事例（26.7%） 「虐待・DVのおそれあり」「保護者の障がい・疾患あり」各2事例（13.3%）
入所した園の種別	「公立保育所・こども園」12事例（80.0%） 「私立保育所・こども園」3事例（20.0%）

表3 保育利用につながらなかった／つながっていない事例の概要（N=12）

質問項目	回答
利用勸奨開始年齢	「0歳」「2歳」各3事例（25.0%） 「妊娠期」「1歳」「3歳以上」各2事例（16.6%）
勸奨に至った家族状況 （複数回答）	「保護者に障がい・疾患あり」6事例（50.0%）「経済的困窮」5事例（41.7%） 「多世代家族」「きょうだいに勸奨歴あり」「離婚経験あり」各3事例（25.0%） 「若年出産」2事例（16.7%）「外国にルーツあり」1事例（8.3%） 「その他」5事例（41.7%）
現在の支援体制	「要対協で対応中」8事例（66.7%） 「要対協対応であったが終了」2事例（16.7%） 「要対協は対応していないが、他機関等で支援している」0事例（0.0%） 「その他」2事例（16.7%）
保育利用の必要性を見立てた 機関・専門職（複数回答）	「保健師」10事例（83.3%）「要対協」9事例（75.0%） 「児童相談所」「家庭相談員」「保育所」「障がい支援係」各1事例（8.3%）

5. 考察

①保育の利用勸奨運用の自治体間の差 ②保育入所相談数と勸奨実施数の差 ③勸奨に至る理由として「経済的困窮」「保護者の障がい・疾患」といったマルチリードメントな養育環境の存在 ④保育の必要性として「理由書」と「就労」の活用 ⑤公立園の活用

【謝辞】：本研究は、「令和3年度新潟県立大学高度化推進事業」による研究助成「A自治体における保育の質保証に寄与する人文・社会科学的観点からの調査研究」（小池由佳・小澤薫・角張慶子・藤原健志）の成果の一部を報告するものである。ご協力いただいたA自治体の皆様に深謝いたします。